

意見書案第 1 号

保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を
求める意見書（案）

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に対し『保育の無償化、
待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書』を
別紙のとおり提出する。

平成 31 年 3 月 27 日

京田辺市議会

議長 奥西 伊佐男 様

| | | |
|-----|----------|--------|
| 提出者 | 京田辺市議会議員 | 河本 隆志 |
| 〃 | 〃 | 次田 典子 |
| 〃 | 〃 | 青木 綱次郎 |
| 〃 | 〃 | 櫻井 立志 |
| 〃 | 〃 | 市田 博 |

保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書（案）

2019年10月から幼児教育・保育の無償化の実施が予定されている。無償化の実施そのものに反対するものではないが、今回の政府提案には多くの懸念事項が指摘されている。保育の無償化によって、保育の実施に責任を負う市町村に新たな負担を強いたり、また、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の処遇改善を後退させることがあってはならない。

よって、国においては、必要な財源を確保し、だれもが安心できる保育の実現と無償化を実現されるよう、以下について要望する。

記

- 1 無償化で財源を取られることで、保育の質的量的拡充が停滞することがないように、国として十分な予算を確保すること。特に待機児童の解消については、無償化によって需要が喚起されることが予測されるため、国として認可保育所の整備計画を立て、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財源措置を行うこと。保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために公定価格の改善など必要な措置を行うこと。
- 2 公立保育所も無償化されることで自治体負担が増やされることがないように、必要な措置を講じること。
- 3 認可外保育施設の取扱いについては質確保の点で問題があるため、等しく質の高い保育を保障できるよう、認可外施設への指導・監査体制を抜本的に強化し、その認可を促進するなど質量ともに充実させ、子どもの命・権利を最優先にした措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命（少子化対策）担当大臣

意見書案第 2 号

日米地位協定の見直しを求める意見書（案）

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に対し『日米地位協定の見直しを求める意見書』を別紙のとおり提出する。

平成 31 年 3 月 27 日

京田辺市議会

議長 奥西 伊佐男 様

| 提出者 | 京田辺市議会議員 | |
|-----|----------|--------|
| 〃 | 〃 | 岡本 亮一 |
| 〃 | 〃 | 次田 典子 |
| 〃 | 〃 | 青木 綱次郎 |
| 〃 | 〃 | 米澤 修司 |
| 〃 | 〃 | 増富 理津子 |
| 〃 | 〃 | 西畑 利彦 |
| 〃 | 〃 | 横山 榮二 |

日米地位協定の見直しを求める意見書（案）

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、全国に130施設の米軍基地がある。そのうち、52施設は九州・沖縄地方に所在しており、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地所在自治体に過大な負担がある。

日米地位協定は締結以来、一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権もない。航空法や環境法令などの国内法があるにもかかわらず、自由に訓練等ができる特権を与えている我が国は、他国と比べても厳しい状況にある。

また、昨年7月には、全国知事会も日米地位協定を抜本的に見直すこと等を盛り込んだ「米軍基地負担に関する提言」を決議するなど、地方から改善を求める声が上がっている。

よって国及び政府に対し、日米地位協定を抜本的に見直すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄担当大臣

意見書案第3号

国民健康保険税引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書（案）

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『国民健康保険税引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

平成31年3月27日

京田辺市議会

議長 奥西 伊佐男 様

| | | |
|-----|----------|--------|
| 提出者 | 京田辺市議会議員 | 横山 榮二 |
| 〃 | 〃 | 青木 綱次郎 |
| 〃 | 〃 | 次田 典子 |
| 〃 | 〃 | 岡本 亮一 |
| 〃 | 〃 | 増富 理津子 |
| 〃 | 〃 | 西畑 利彦 |

国民健康保険税引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書（案）

国民健康保険制度は、国民の4人に1人が加入し、国民皆保険の医療制度の重要な柱になっている。しかしながら、国民健康保険税の滞納世帯が全加入者の15%を超えるなど、国保税の重い負担に市民が悲鳴をあげている。

国保の加入者構成（市町村国保に全国で約3,500万人）は、かつては7割が「農林水産業」と「自営業」従事者であったが、今では43%が年金生活者などの「無職」、34%「非正規雇用」などで、合わせて8割近くになっている。

協会けんぽや組合健保に比し、国保は加入者に大変重い負担を強いる制度である。

国保の構造的な問題を解決し、重い負担である国保税を引き下げるためには、十分な公費を投入することが必要不可欠であると考えられるものである。

全国知事会・同市長会・同町村会においては、国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には、公費を1兆円投入し、「協会けんぽ」並みの負担率にすることを政府・与党に求めている。

1984年以降、国庫負担の削減・抑制で国保に対する国の責任が後退する中、約3,400億円の財政支援が行われたが不十分であり、国保加入者の貧困化・高齢化等が進む中で、国保税に対する負担はますます重くなっている。

国保税が高くなる要因の一つに、世帯の人数を算定基礎とする「均等割」がある。世帯の人数が保険料に影響するのは国保だけで、各世帯に定額でかかる「平等割」と同様、他の保険にないものである。

「均等割」と「平等割」を合わせると、全国で徴収されている保険税額はおよそ1兆円とされている。1兆円の公費投入で「協会けんぽ」並みの保険税とすることは可能である。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記

- 1 国民健康保険税引き下げのため、国庫負担を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

意見書案第4号

食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進めることを求める意見書
(案)

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『食品ロス削減に
向けてのさらなる取り組みを進めることを求める意見書』を別紙のとおり
提出する。

平成31年3月27日

京田辺市議会

議長 奥西 伊佐男 様

| 提出者 | 京田辺市議会議員 | |
|-----|----------|--------|
| 〃 | 〃 | 櫻井 立志 |
| 〃 | 〃 | 次田 典子 |
| 〃 | 〃 | 青木 綱次郎 |
| 〃 | 〃 | 河本 隆志 |
| 〃 | 〃 | 市田 博 |

食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを
進めることを求める意見書（案）

まだ食べられることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言える。国内で発生する食品ロスの量は年間646万トン（2015年度）と推定されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約2倍に上る。政府は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に沿い、家庭での食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指しているが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取り組みや意識啓発は、いまや必要不可欠である。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人が各々の立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

また、まだ食べることが出来る食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要である。

よって国におかれては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求める。

記

- 1 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。
- 2 商習慣の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。
- 3 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命（消費者及び食品安全）担当大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、環境大臣